令和8年度 伝統文化親子教室事業

「教室実施型」

募集案内



【教室実施型】と【統括実施型】の両方に応募することはできません。

お問い合わせ先

伝統文化親子教室事業事務局(株式会社KBC内)

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル4F

[電話] 0570-011-127 [FAX] 06-7634-8983

[E-mail] bunka8-oyako@or.kntct.com

[対応時間] 平日10:00~17:00 (土日祝及び年末年始 休み)

事業の内容や応募の方法についてのお問い合わせは各市区町村の窓口ではなく上記連絡先まで御連絡ください。

応募期間

令和7年10月30日(木)~令和7年12月15日(月) (市区町村教育委員会の担当窓口必着)

応募書類の提出先

事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口

本事業は、令和8年度概算要求の内容に基づき募集を行うものです。 このため、今後の予算の成立状況等によっては、本募集案内の内容に ついて変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募し てください。

伝統文化親子教室事業の開始時期は、令和8年度予算成立後の第1次審査合格通知日(契約日)以降となります。

<u>したがって、第1次審査合格通知日より前に発生した経費は事業対象外となります。あらか</u> じめ御了承ください。

文化庁、伝統文化親子教室事業 事務局からのお願い

- この募集案内の内容を必ずお読みいただき、内容について御了承の上、応募してく ださい。
 - ・本事業は継続事業ではなく、毎年度、募集・審査・委託を行う事業です。そのため、条件やルール等は毎年改定がありますので、あらかじめ御了承ください。
 - 提出書類の不備・不足がある場合は、第1次審査で不合格とします。
 - 募集案内や第1次審査結果通知後又は第2次審査(契約締結)時に送付される各種 書類等を必ずよく確認してください。
 今までに、「昨年と同様で問題ないと思って計上していた。なんとかならない か?」という問い合わせや、申請時には計上されていない事業対象外の経費に対し て、「既に(物品等を)購入してしまった。購入後に事業対象外と言われても団体 では予算を組んでいない」等の事後報告が多くありましたが、これらは全て事業対 象外となりますので、あらかじめ御了承ください。
 - 事業対象経費、事業対象外経費を御理解の上、応募してください。

書類の提出方法について、令和9年度以降、書類申請から電子申請に変更する見直しを検討しています。この事業に応募される各団体におかれましては、必ずメールアドレスの取得・登録をお願いします。

【 令和8年度の主な留意事項 】

1. 教室規模に応じた上限額の設定

教室の参加人数(子供)の規模に応じて必要な経費を支給するため、要望上限額を下記のと おり設定しています。(詳細は9ページ参照)

参加人数(子供) 要望上限額

必ず上限額内で要望額を 10~19人の教室: 30万円 記載してください。 20~29人の教室: 35万円

30~39人の教室: 40万円 40~49人の教室: 45万円 50人以上の教室: 50万円

※当事業は、参加人数(子供)が10人以上の規模で行うことを条件としています。 参加人数(子供)が10人を下回る場合は、委託経費を0円といたします。

- ※事業内容及び経費の内訳等を記載した申請書(以下、「申請書」という。)に記載された参加 人数(子供)に応じ、委託経費を減額いたします。
- ※実績報告書に記載された参加人数(子供)が10人未満となる場合、委託経費を0円といたし ます。
- ※実績報告書に記載された参加人数(子供)が申請時(第2次審査時)より下回った場合、参加 人数(子供)に応じ、委託経費を減額いたします。

2. 応募書類の記載について

提案書(様式1、様式ア)、誓約書、団体規約、役員名簿に記載の団体名、団体所在地、 代表者職名、代表者氏名が完全一致しない場合は第1次審査で「合格」しません。 必ず一致させて提出してください。

3. 第1次審査に合格後の事務手続きについて

第1次審査に合格された応募団体が事業を実施する場合は、文化庁が委託した伝統文化親 子教室事業の事務局を担当する業者との間で、委託契約を締結し、契約書を取り交わす必要が あります。あわせて、予定委託経費額に基づき、申請書を提出する必要があります。申請書を提 出せずに事業を実施することはできません。

<u>申請書作成における提出期限の遅延は、いかなる場合も認めません。</u> <u>第2次審査で不合格とします。</u>

4. 事業の開始時期について

令和8年度事業の第1次審査合格通知日は5月下旬以降となる見込みです。事業の開始時期は第1次審 査合格通知日以降となります。第1次審査合格通知日より前に発生した経費は事業対象外となります。

【令和8年度の主な変更点】

1. 諸謝金の上限額設定について

「内部指導者謝金」「協力者謝金」の上限金額を前年度より引き上げました。(詳細は11ページ参照)

前年度: 1,300円/時間 令和8年度: 1,480円/時間

「外部指導者謝金」の上限金額を前年度より引き上げました。(詳細は11ページ参照)

前年度: 5.200円/時間 令和8年度: 6,000円/時間

目 次

I 事業概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1. 趣旨•目的
2. 応募団体(事業者)の要件
3. 事業の対象となる事業(事業対象事業)
4. 事業の対象となる分野・教室/対象とならない分野・教室
5. 要望額(教室規模に応じた上限額)
6. 第1次審査及び審査結果
7. 第1次審査に合格後の事務手続
8. 委託経費の支払時期・支払方法
Ⅱ 事業対象経費及び事業対象外経費等について ・・・・・・・・・・・ 11
Ⅲ 応募方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
1. 提出書類
2. 提出書類の提出先・提出期限
3. 応募に当たっての留意事項
Ⅳ その他留意事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
1. 第2次審査に合格(委託契約締結)をした事業の取扱い
2. 不正受給等に伴う応募制限について<重要>
V 今後の事務手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・ 18
Ⅵ 応募パターン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
Ⅵ 本事業に関するQ&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
™ 本事業に関するQ&A ・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
™ 提案書の記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
参考資料(委託実施要項・審査基準) ・・・・・・・・・・・・・・ 43

1. 趣旨•目的

日本各地には、歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化や、人々の生活の中で長く親しまれ定着している生活文化・国民娯楽が数多く存在します。これら伝統文化・生活文化・国民娯楽(以下「伝統文化等」という。)は、我が国の文化の基盤であるとともに、人々の心豊かな生活を実現するために欠くことのできない貴重な財産であり、確実に次世代へ継承していく必要があります。しかしながら、今日の生活スタイルの急激な変化から、子供たちが、これらの伝統文化等に触れ、体験する機会は極めて少なくなっています。

このため、文化庁では、次代を担う子供たちが親とともに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養(かんよう)に資することを目的として本事業を実施します。

2. 応募団体(事業者)の要件

伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体とします。 複数の団体で構成する実行委員会又は統括団体の場合、規模要件、役割は次のページを参照してください。

- (1) 一般社団法人・一般財団法人
- (2) 公益計団法人・公益財団法人
- (3)特定非営利活動法人
- (4) 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体
 - ・定款、規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査する組織を有すること
 - ・団体活動の本拠としての事務所等を有すること
- ※ 上記要件を満たす団体であっても、公的施設の指定管理者として応募することはできません。

代表者や事務担当者に実態がないと判断される事業は、不合格とする場合があります。

また、伝統文化親子教室事業の教室(以下「教室」という。)に係る業務や事務作業は、応募団体(事業者)の代表者や事務担当者が主体性をもって行ってください。実質上、別の者が行っていること等が判明した場合、第1次審査、第2次審査の合格結果の取り消しや、事業実施後、委託経費の返納を求める場合があります。

加えて、応募から実績報告書の提出まで、必ず一連して管理できる事務担当者を選任してください。事務担当者が代表者御本人でない場合、連絡が取れないことが多く見受けられます。事務担当者は、必ず連絡先電話番号のほか、FAX又は添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスを持っている方としてください。また、事務担当者がEメールアドレスを持っていない場合は、代表者御本人のEメールアドレスでも支障ありません。

■ 団体(単体)

	規模要件	多分野(同一分野でも可)で、同一都道府県内の複数の団体で構成され ること。
	代表団体 構成団体	前のページの $(1)\sim (4)$ のいずれかの要件を備えている必要があります。
■ 実行委員会	役割	・各構成団体へ連絡、書類の送付、通知の伝達 伝統文化親子教室事業事務局からの連絡、書類の送付、通知は代表団体のみ に行います。各構成団体への連絡、書類の送付、通知は代表団体が行ってくだ さい。 ・各構成団体が作成した書類の取りまとめと提出 各構成団体が作成した書類は、代表団体が全て取りまとめた上で、提出してく ださい。 ・各構成団体へ委託経費の振り込み 委託経費は、代表団体の口座へ振り込みます。各構成団体の口座への委託経費 の振り込みは、代表団体が行ってください。

|前のページの $(1)\sim (4)$ のいずれかの要件を備えている必要があります。

※統括団体として応募する場合は、別に募集する「統括実施型」に御応募ください。

3. 事業の対象となる事業(事業対象事業)

次の(1)、(2)の取組が対象になります。なお、応募に当たってはどちらか一方、あるいは両方の取組 に応募することが可能です。

(1) 伝統文化親子教室

次代を担う子供たちを対象に、伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組が対象になります。 なお、教室参加者以外の者も参加する発表会や行事等自体の開催・運営に係る経費は事業の対象となりません (当該発表会や行事等へ参加することは可能です)。

教室の内容は、次のページに御留意の上、子供たちが楽しく続けられるよう、応募団体で決めてください。

■ 開催場所	・ 本事業を行う目的・内容にふさわしい施設(公共施設)等で行ってください。
■ 開催時間	・子供たちが教室へ参加するにふさわしい時間帯で開催してください。・学校の授業にあたる時間帯等(文化祭や運動会などの学校行事を含む)を利用して実施するなど、学校の授業・行事の一環として教室を開催することはできません。
■ 開催時期	・ 放課後や週末、夏休み等を利用して、下記の実施期間内で計画的に行ってください。
■ 実施期間	・第1次審査合格通知日(5月下旬以降)から、令和9年1月31日までの間に実施される ものとします。 令和9年2月1日から3月末までの間に実施した教室は対象となりません。 ※ 事業対象開始日は、予算の成立状況によります。
■ 開催回数、 開催日数	 ・本事業は「計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する」ことを目的としているため、各分野の教室の開催回数は、1回あたりの教室時間が45分程度を目安に5回以上であり、さらに開催日数は3日以上 とします。満たさない場合は、対象となりません。(開催回数・開催日数に発表会・大会・体験を伴わない鑑賞のみの回は含みません。) ・上記をもとに目標を達成するために 必要な開催回数、開催日数を決めてください。 ・教室の開催回数、開催日数に上限はありません。
■ 参加者	 原則、小学校1年生から中学校3年生を対象とします。 なお、就学前の幼児や高校生も参加できる教室内容であれば、幼児や高校生の参加も可能です。 ※障害のある子供を対象に参加者を募集するなど、特別の事情がある場合を除き、就学前の幼児又は高校生だけを対象として参加者を募集する教室は対象となりません。 ※子供とともにその親(同伴者)の参加も可能ですが、親(同伴者)の参加は必須ではありません。
■参加人数	 参加者の人数が10人以上(親(同伴者)を除く)の規模で行ってください。 教室に一度参加しただけの参加者は参加人数として計上されません。複数回の参加をした参加者のみを参加人数として認めます。(半数以上参加することが望ましい。) 10人以上の参加人数(子供)を確保することが困難な場合は、近隣で開催を予定している教室と合同で複数の伝統文化等を体験できる教室を開催することや、地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が実施する「地域展開型」で実施することを推奨しております。「地域展開型」の事業実施を検討するにあたっては事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口、又は本事業事務局まで御相談ください。(事業の内容に関する問い合わせは本事務局にお寄せください。)(参考) 「地域展開型」とは、地方公共団体や伝統文化等の指導者等が一体となって、教室実施が困難な地域等において伝統文化等を体験する機会を提供することにより、より多くの子供たちが伝統文化等に気軽に触れられる機会を提供し、幅広い参加を促進する事業です。
■ 参加費等 の徴収	 参加者より参加費や会費などを徴収する場合、可能な限り参加者が自ら使用・消費する材料費 (陶芸の粘土、華道の花、茶道の抹茶、料理の食材等)の実費にとどめてください。 参加費等を徴収しないと教室の開催が困難な場合、徴収を妨げるものではありませんが、指導 者等への謝礼(いわゆる月謝)として参加費等を徴収することはできません(徴収した参加 費等を諸謝金・旅費に充てることは認めません)。
■ 子供たち への指導	 子供たちが怪我等をすることがないように安全に配慮するとともに、子供たちの健全な育成にも配慮して実施してください。 安全配慮の一環としてスポーツ安全保険(文化活動も対象)等への加入を推奨します。 特に夏季に教室を実施する場合、熱中症事故の防止に十分配慮ください。 段位や資格を要する分野において指導する場合は、指導者の資格が必要です。必要な場合は、資格を示していただく場合があります。

(2) 「放課後子供教室」と連携した取組

「放課後子供教室」は、「地域学校協働活動」の一環として、地域住民等の協力を得て、学校や公民館等、子供たちの安心安全な活動場所を確保し、全ての子供たち(主として小学校)を対象に、放課後や週末等における様々な体験活動や学習機会の提供、また地域住民との交流活動等を支援するものです。

放課後子供教室は、こども家庭庁の放課後児童クラブ(いわゆる「学童保育」)と連携した取組を進めていますが、放課後児童クラブとのみ連携している取組は本事業の対象とはなりませんので御注意ください。

伝統文化親子教室事業における連携対象となる取組は、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業 費補助金」(国庫補助率1/3)を活用し、主に市区町村によって行われている取組のうち、伝統文化等に関す る活動を体験する機会を提供する取組です。貴団体の取組と連携することで、子供たちにとって、伝統文化等 への理解をより深めることが可能です。募集要件は6ページの記載と同様です。

なお、連携した取組として応募される場合は、実施を検討している市区町村の「放課後子供教室」の担当部 局やコーディネーター(地域学校協働活動推進員等)と必ず相談・調整を行った上で、応募してください。

※「放課後子供教室」の詳細は、「VII 本事業に関するQ&A」(22ページ)を御覧ください。

「地域学校協働活動」とは

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして実施する様々な活動を指します。具体的には、地域住民等の協力を得て、放課後や週末等における様々な体験活動や学習機会の提供、また地域住民との交流活動等を行う「放課後子供教室」や、地域資源を活用して行う郷土学習、民間企業等外部人材による教育プログラムの提供など、地域と学校が連携・協働し、様々な取組が行われています。

これらの活動は、学校区の地域学校協働活動推進員等が地域や学校の実情に応じて、子供たちに提供するプログラムの企画・調整を行い、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業・団体等の参画を得て実施されています。

伝統文化親子教室事業の第2次審査に合格された場合は、「地域学校協働活動」への積極的な参画をお願い します。

4. 事業の対象となる分野・教室/対象とならない分野・教室

本事業で対象とする伝統文化等は、様々な分野が考えられます。どの分野を取り上げるかは、応募団体で決めてください。

対象となる分野・教室						
1_神楽	□_獅子舞	 	1~//以外の 民俗芸能 (※)	ホ_祭り行事	^_民謡・民舞	卜_和太鼓
チ_能楽	リ_邦楽	ヲ_邦舞・ 日本舞踊	ル_伝統工芸	3_百人一首・ カルタ	7_囲碁	カ_将棋
3_華道	9_茶道	ν_書道 	ソ_武道	ツ_和装・礼法	ネ_食文化・ 郷土料理	t_上記以外の 分野 (※)

※「ニ_イ~/以外の民俗芸能」「ナ_上記以外の分野」を選択した場合は、事業を行う分野を簡潔に記入してください。 <u>伝統文化等か判断できない分野は、第1次審査で不合格とします。</u>

対象とならない分野・教室

① 本事業の趣旨に合わないもの

過去の対象外事例:

運動、現代演劇、合唱、実験、図工、素読、脳トレ、朗読、観光ガイド作成、野外運動(遠足、社会科見学)、 段位認定審査会に係る教室、発表会・大会のみの実施 等

② 近年において、外国から由来した分野及び国内で普及した分野

過去の対象外事例:

バルーンアート、よさこいソーラン 等

③ 近年に創作された分野又は創作活動であるもの

過去の対象外事例:

浦安の舞、絵手紙・絵はがき、親守詩、かるた作成、カレンダー作り、創作ダンス等

④ 地域的な関係性がなく、全国的な定着が浅い民俗芸能等

過去の対象外事例:

阿波踊り(実施場所が徳島県以外)、エイサー(実施場所が沖縄県以外)、津軽の手踊り(実施場所が青森県以外)

⑤ 来歴等から、当該分野の道具・材料・手法等が必ずしも伝統的とはいえないもの

過去の対象外事例:

唱歌(しょうか)、手芸(和裁を除く)、大正琴、文化琴

⑥ 計画に実行性・有効性がない教室(1日で複数分野の教室を実施する場合など)

例:

9月5日(日)

9時~10時 華道、10時~11時 茶道、11時~12時 書道 13時~14時 カルタ、14時~15時 俳句など

⑦ 教室の内容が昔遊び(けん玉、折り紙、お手玉等)のみで実施する場合

過去の対象外事例:

- ※ ただし、子供たちに体験・修得してもらいたい主な分野に付随・関連して行う場合は、対象とします。 (付随・関連理由を応募様式 2-1、 2-2 に記載すること。)
 - (例) 年中行事の「お正月」などの教室の内容の一つとして、昔遊びである「コマ」、「福笑い」等を実施する。

5. 要望額(教室規模に応じた上限額)

「3.対象となる事業」(5~7ページ)を実施する上で必要となる経費を「事業対象経費」とします。 教室の参加人数(子供)の規模に応じて必要な経費を支給するため、要望上限額を下記のとおり設定します。 委託経費の要望額は、この範囲内で記載してください。

参加人数(子供)	要望上限額
10人~19人の教室	30万円
20人~29人の教室	35万円
30人~39人の教室	40万円
40人~49人の教室	45万円
50人以上の教室	50万円

必ず上限額内で要望額を 記載してください。

※参加人数(子供)とは、応募時の事業計画書(様式 2-1、 2-2)に記載する「募集する子供の人数」を指します。

10人以上の参加人数(子供)を確保することが困難な場合は、近隣で開催を予定している教室と合同で複数の伝統文化等を体験できる教室を開催することや、地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が実施する「地域展開型」で実施することを推奨しております。

「地域展開型」の事業実施を検討するにあたっては事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口、又は本事業事務局まで御相談ください。(事業の内容に関する問い合わせは本事務局にお寄せください。)

(参考)

「地域展開型」とは、地方公共団体や伝統文化等の指導者等が一体となって、教室実施が困難な地域等において伝統文化等を体験する機会を提供することにより、より多くの子供たちが伝統文化等に気軽に触れられる機会を提供し、幅広い参加を促進する事業です。

- ※申請書に記載された参加人数(子供)に応じ、委託経費額を減額いたします。
- ※実績報告書に記載された参加人数(子供)が10人未満となる場合、委託経費を0円といたします。
- ※実績報告書に記載された参加人数(子供)が申請時(第2次審査時)より下回った場合、参加人
- 数(子供)に応じ、委託経費を減額いたします。

1 応募団体当たり、「3.対象となる事業」の(1)、(2)(以下、「3の(1)、(2)」という。)の両方の事業に、上記の要望上限額の範囲内で応募できます。(例:50人以上を集める予定の教室が3の(1)、(2)の両方の事業に応募する場合、1 応募団体当たり100万円が上限となります。)

■ 実行委員会の場合

・構成するそれぞれの団体当たり、3の(1)、(2)の事業ごとに上記の要望上限額が上限と なります。

「事業対象経費」の詳細は、「Ⅱ 事業対象経費及び事業対象外経費等について」(11~14ページ)を御覧ください。

6. 第1次審査及び審査結果

提出された応募書類について、審査基準(46~48ページ)に基づき、外部有識者による協力者会議において第1次審査を行った上で、合格・不合格を決定します。合格件数は、協力者会議において決定します。なお、外部有識者が応募団体等と利害関係にある場合は、当該団体の審査に加わらないこととします。

合格の場合は予定委託経費額を通知します。第1次審査の結果は合格・不合格にかかわらず応募団体に対して、令和8年5月下旬以降を目途に文書にてお知らせします。ただし、今後の予算の成立状況によっては、変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、予定委託経費額は、本事業の予算の範囲内で決定します。

また、文部科学省の「放課後子供教室」と連携した取組については、必ず応募予定の市区町村の担当部局と調整した上で応募してください。同事業との連携が確認できなかった取組は不合格となります。

7. 第1次審査に合格後の事務手続

7-1. 申請書類の提出について

第1次審査に合格された応募団体が事業を実施する場合は、文化庁が委託した伝統文化親子教室事業の事務局を担当する業者との間で、委託契約を締結し、契約書を取り交わす必要があります。併せて、予定委託経費額に基づき、事業内容及び経費の内訳等を記載した申請書(以下、「申請書」という。)を提出する必要があります。

申請書を提出せずに事業を実施することはできません。

申請書作成における提出期限の遅延は、いかなる場合も認めません。第2次審査で不合格とします。

7-2. 第1次審査合格団体の情報公開について

伝統文化親子教室事業では、広く国民へ普及を図ることに加えて、教室への参加を希望される子供、保護者の方にも活用いただくために、ホームページを用意しています。当ホームページでは、御提出いただいた提案書(応募書類)をもとに、「団体名」「教室名」「教室内容」「担当者氏名」「連絡先」等の情報が公開されます。

8. 委託経費の支払時期・支払方法

支払時期は、原則、事業完了後に事業者(応募団体)から提出していただく実績報告書の内容を最終審査として審査し、実際に事業に要した経費の額が確定した後、事業者(応募団体)に支払います。

したがって、委託経費が支払われるまでは、事業に要する経費は、原則、事業者(応募団体)で立て替えて ください。

なお、委託経費は、伝統文化親子教室事業事務局より振り込みます。

※振り込み口座は、原則、団体名義のものとしてください。(個人名義の口座は、個人の入金・出金と委託 経費の入金・出金の区別が難しく、トラブルの原因となるため。)

※下記の事業対象経費(例)、事業対象外経費(例)を前提に応募してください。 第1次審査の合格後に提出する「申請書」では、経費の詳細を積算することになります。 伝統文化親子教室事業の開始時期は、令和8年度予算成立後の第1次審査合格通知日(契約日)以降と なります。したがって、第1次審査合格通知日より前に発生した経費は事業対象外となります。あらか じめ御了承ください。

【重要項目】事業対象外経費(例)一覧

費目	対象外	経費共通
		学校の授業にあたる時間帯等(文化祭や運動会などの学校行事を含む)を利用した取組
		委託業務の全部を第三者に委託する取組
		事業実施期間外に発生した経費
		領収書、請求書等を提出できない経費
共通対象	対象外	商品券、ポイント等で支払った経費
		事業の趣旨・要項等に鑑みて適切ではない経費、積算根拠が不明確な経費
		参加者個人が支払うべき参加費、入場料等(出品手数料等を含む)
		教室参加者以外の者も参加する発表会や行事等自体の開催・運営に係る経費
		神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等

※クレジットカードによる支払いは可能ですが、団体もしくは代表者等団体の関係者(役員名簿に記載がある方、講師含む)名義のカードに限ります。証憑書類としては、領収書(クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)を御提出ください。

【主たる事業費】事業対象経費(例)、事業対象外経費(例)一覧

費目	対象/ 対象外	経費:例	補足
対諸謝金		外部指導者:上限金額6,000円/時間	<謝金の単価> 依頼する指導内容等を勘案し、上限金額以内で適切な単価を設定 してください。上限金額を超えた場合は、自己負担すること。 領収書の発行元が「個人名」でしか認められない費目
	対象	内部指導者:上限金額1,480円/時間 ※団体構成員(事務担当者含む)	 内部指導者謝金とは、団体の構成員に対する謝金のこと。 代表者、会計者及び監事以外であっても、役員名簿に名前が掲載されている人は当然団体の構成員と判断されます。 実行委員会の場合、実行委員会の構成員及び構成する団体とそのメンバーへの謝金を内部謝金という。 ※教室の開催時間での指導に限り、準備や後片付けの時間は含まれません。
		○○協力謝金:上限金額1,480円/時間	領収書の但し書きに「協力内容」を記入しなければ事業対象外。 「適正な時間、適正な人数を計上すること」 <○○協力謝金の一例> 用具運搬協力謝金、会場整理協力謝金、資料作成協力謝金、 着付・化粧協力謝金、撮影協力謝金など
		外部講師等に対する教室の準備に係る謝金	● 協力謝金としては計上可。
		指導者への贈答品 ○○「信金(○○アルバイト代)	
	対象外		
		礼節にまつわる贈答品	● お中元、お歳暮等。
		金券	● 図書カード、商品券等。

費目	対象/ 対象外	経費:例	補足
保険料	対象	参加者の保険料 (スポーツ安全保険などの <mark>傷害</mark> 保険) ※スポーツ安全保険は文化活動も対象となります。	 参加者のみが加入していることを証明できる保険料のみ。 教室開催期間内の保険料のみ。但し、スポーツ安全保険のみ年間契約の対象。 参加者であれば親も対象。
	対象外	指導者の保険料 物品に対する保険料 (損害保険)	契約時に受講者のみ加入していることが証明できない保険料及び事業実施期間外の保険料は事業対象外。 (年間契約の場合は事業対象外)
	対象	指導者旅費 団体構成員旅費	● ○○駅~○○駅 往復の交通費実費。 ● 公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費。 (実費とは、実際に要した費用です)
		宿泊費 参加者の旅費 参加者(生徒)の送迎	領収書の発行元が「個人名」でしか認められない費目
旅費	対象外	タクシー代 自家用車の使用に係る旅費 駐車場代	● 原則事業対象外。 公共交通機関が利用できない"やむを得ない理由"がある場合に限り、自家用車の使用を対象とする。 申請時及び実績報告時に必ず理由書の提出が必要となる。
		ガソリン代 高速道路料金 指導者研修交通費	
	対象	会場使用料(付随する空調費等含む) 用具・機材等借料 衣装借料	
借損料	対象外	車両借り上げ代 駐車場代 団体の運営に係る打合せ等会場費 教室家賃、倉庫代 団体及び団体の構成員個人の所有物	● 原則事業対象外。 「車両借り上げ代」は、公共交通機関が利用できない"やむを 得ない理由"がある場合に限り対象とする。 申請時及び実績報告時に必ず理由書の提出が必要となる。
		事務所賃料、水道光熱費 用具運搬代	● 団体の通常運営にかかる経費。● 作業一式を外部委託等にする場合は、委託内容及び
	対象	参加者等への通知のための切手代	経費積算の分かる資料を添付すること。
通信運搬費	対象外	電話 FAX インターネット代 用具等運搬の「ガソリン代」 郵送・宅配便代等	● 伝統文化親子教室事業事務局への書類発送費。
雑役務費	対象	団体所有の用具の修理費 映像、録音記録、会場設営等 参加者募集広告(チラシ等)デザイン費 参加者募集チラシの印刷製本費 参加者募集チラシのコピー代 自主制作テキスト印刷代	 教室運営に付随して必要となる外注業務 (注意点) 契約書を交わした上で外注を行う場合は再委託費で計上すること。 募集チラシを自主制作する場合、イラスト等が無断使用 (著作権侵害)となっていないか十分確認してください。 募集人数に対して見合った部数とすること。
	対象外	団体の所有物以外の用具等の修理費 収入印紙代 団体の活動広報費	● 神社所有の御輿等、団体構成員個人の所有物等の修理費。

費目	対象/ 対象外	経費:例	補足	
		テキスト代		
		·····································	● 団体が所有し、管理する物品のみ。● 単価が5万円(税込)未満のものに限る。	
			〈注意点①〉	
		文具代(内訳添付)	転売を目的としていないか、保管状況を調査する。	
		コピー用紙代	<注意点②> 数回だけの使用については、購入ではなく、レンタルを推奨する。	
	対象	記録用DVD	<注意点③>	
		記録用CD・SDカード	「稽古用の道具の新調」は、単価限度額に注意すること。 	
		記録用USB	申請人数に対して見合った数量とすること。	
		フィルム代、使い捨てカメラ代	く注意点⑤> 教室や発表会・大会終了後に購入したものは事業対象外。	
			が主じたなな、人女や」なに関うしたしいは子来が多い。	
消耗品費		転売可能な電化製品	● パソコン、カメラ、プリンター、電池、サーキュレーター等。	
/37UUUR		材料費(参加者用)	 ● 陶芸の粘土・釉薬、生花、抹茶、お菓子、料理の食材などの材料費等。 ● 参加者の原材料や参加者が持ち帰る物(参加者が製作したものなど、団体の保管になじまないものを含む)は事業対象外。 〈注意点〉 生花について、参加者が生ける花は展示用であっても認めません。 	
		飲食にかかわる経費	● お弁当代、飲料代等(熱中症対策のドリンク等も含む)。	
	対象外	個人が所有することとなる物品	● 足袋、Tシャツ、花袋、袱紗、贈答が目的の	
		印鑑(判子、ゴム印)	… 記念品(修了証、賞状、トロフィー)等。 … ● 稽古用の道具の新調や物品購入において、	
		名刺	単価が5万円(税込)以上のもの。	
		クリーニング代		
		お礼状・表彰状		
		団体の所有物以外の用具等の新調	● 神社所有の御輿等、団体構成員個人の所有物等の新調。	
	対象		物品購入及び指導者の派遣については消耗品費と謝金の単価上限 を適用します。	
再委託費		契約書を取り交わした上で外注を行うもの	(注意点①) 事業費の9割を超える委託はしないこと。 (注意点②) 契約書を取り交わさない外注業務は雑役務費で計上すること。	

【事務費】事業対象経費(例)一覧

費目	対象/ 対象外	経費:例	補足
旅費	対象	外部指導者との事前打ち合わせ旅費	● 主たる事業費「旅費」に準ずる。
加州公元至安丰。	対象	振込手数料	● 主たる事業費「雑役務費」に準ずる。
雑役務費 3	X) 3¢	地方公共団体等への報告書印刷費	● 伝統文化親子教室事業の申請書、実績報告書等、事務局へ提出する書類の印刷製本費は事業対象外。
W to D at		プリンターインク代	● 主たる事業費「消耗品費」に準ずる。● プリンターインク代は、「事務費」に計上。なお、教室や発表会・大会が終了後に購入したものは事業対象外。
消耗品費 対象	対象	写真プリント代(実施日ごとに1、2枚程度)	教室実施状況を撮影した写真等。 (実績報告書(様式例3)に添付する写真も対象)参加者配布用写真は事業対象外。

応募書類を作成するに当たり、事業対象経費に当たるか判断がつかない場合は、 伝統文化親子教室事業事務局(0570-011-127)へお問い合わせください。

1. 提出書類

提出書類は下記の(1)、(2)の書類です。

チェックリストを利用し、不足している書類がないか必ず御確認の上、提出してください。

下記の(1)、(2)の書類が不足している場合は、第1次審査で不合格とします。

なお、提出書類は全てA4用紙、片面としてください。

(1) 令和8年度伝統文化親子教室事業(教室実施型)提案書 (以下、「提案書」という。)

<提案書の構成>

- ・提案書(様式1)
- 事業計画書(様式2-1:伝統文化親子教室事業)
- ・ 事業計画書(様式 2 2:「放課後子供教室」と連携した取組)
 - ※ 様式2-1及び2-2は2ページあるので1ページ目、2ページ目とも作成ください。 両方の事業に応募する場合は、様式2-1及び2-2とも作成してください。
- ・ 収支予算書(様式3)
- ・ 応募団体(事業者)の概要(様式ア)
- ・ 統括表 (様式イ)
 - ※ 複数の団体で構成する実行委員会のみ作成してください。
- ・ 誓約書 (様式工)

(2) その他必要となる資料

• 団体規約

「団体の目的、活動等」が記載されていること。

「団体の主たる事業所」が"具体的"に記載されていること。

「代表者」及び「その他の役員」の配置が記載されていること。

「経理処理を行う会計担当者の配置又は役割」及び「監事(監査担当者)の配置又は役割」が 記載されていること。

· 役員名簿

「団体規約」に記載された役員全てが記載された『役員名簿』を提出すること。

・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当 確認を有している場合は、その写し(任意団体は該当しません)。

複数の団体で構成する「実行委員会」の場合

(1)提案書

- ・ 事業計画書(様式 2 1 、 2 2)、収支予算書(様式 3)、応募団体の概要(様式ア)に ついては、各構成団体の個別の内容について記載して作成してください。
- ・実行委員会は、各構成団体が作成した上記書類を取りまとめて、

提案書(様式1)、応募団体の概要(様式ア)、統括表(様式イ)、誓約書(様式工)を作成して提出してください。

(様式1の事業の名称は1つの名称を記載してください。)

(2) その他必要となる資料

- ・ 構成団体ごとに団体規約、役員名簿を提出してください。
- ・ 実行委員会としての団体規約、役員名簿も併せて提出してください。
- ・構成団体がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の 認定等相当確認を有している場合は、その写しを提出してください。<u>(任意団体は該当しません。</u>

2. 提出書類の提出先・提出期限

提出書類は下記の提出先に提出期限内に提出してください。

【教室実施型】と【統括実施型】の両方に応募することはできません。両方に応募した場合は、両方が「応募 無効」になることがあります。

(1)提出先

事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口(※)

※ 担当窓口については、各市区町村教育委員会にお問い合わせください。

(2)提出期限

令和7年12月15日(月)必着

市区町村教育委員会の担当窓口必着

(提出期限後に到着したものは受理できません。また、提出期限後はいかなる理由があっても提出書類 の差替え及び修正には応じられません。)

3. 応募に当たっての留意事項

- 本事業に応募できる件数は1応募団体につき1件とします。
- 複数の団体で構成する実行委員会を除き、<mark>代表者が同一で、団体名を変えて申請する場合</mark>がありますが、その場合は、同一団体(1応募団体)とみなすことがあります。 同一団体の定義として、
 - 「ア、を満たし、イ、① 又は ② のいずれかに該当する場合、多重申請とみなし、統合します。
 - ア. 団体名、規約、代表者、事務担当者、団体所在地、役員のいずれか一つが同一である場合
 - イ、① 異なる日であっても、同じ教室内容・同じ会場で行う場合
 - ② 異なる教室内容であっても、同じ日・同じ会場で行う場合 」

としています。

この定義に該当しない場合であっても、外部有識者による第1次審査で多重申請と判断された場合には、 同一団体とみなします。

- 事業の実施と関係のない流派の代表者(家元等)を団体の代表者としている場合がありますが、事業を実施する際の責任者を代表としてください。
- ◆ 教室の分野について、提案書の「事業計画書(様式2-1、2-2)」で分野の内容を「内容を記載 (二、ナを選んだ場合)」欄に記載する場合、伝統文化等か判断ができない分野は、第1次審査で不合格と します。(詳細は8ページを参照してください。)
- 令和5年度から令和7年度までの3年間連続で、取下げ・中止等により事業を実施していない場合、令和8年度は不合格とすることがありますので御留意ください。
- 本事業で応募する同一内容の事業については、「文化庁が実施する他の事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」及び「国が実施する他の事業」と重複して支援等を受けることはできません。
- 提出書類の返却はしませんので、<mark>応募団体は、必ず応募書類の写しを一式保管</mark>しておいてください。
- 提出書類の様式は、伝統文化親子教室事業ホームページに掲載しておりますので、御利用ください。

【伝統文化親子教室事業ホームページ】https://www.oyakokyoshitsu.jp/

- ※ ホームページからダウンロードする際、印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください。
- ※ 提出書類をまとめる際は、ダブルクリップ留めとしてください。ゼムクリップ、ホッチキス留めは不可となります。

IV その他留意事項等

1. 第2次審査に合格(委託契約締結)をした事業の取扱い

- 第2次審査の合格後、代表者や事務担当者に実態がないことが判明した場合は、第2次審査の合格(委託契約締結)の取り消しや、事業実施後、委託経費の返納を求める場合があります。
- 全ての教室(発表会・大会含む)終了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに、 実績報告書により、実施内容と経費の執行実績を報告する必要があります。 また、本事業に関する申請書、実績報告書、領収書の原本や帳簿類は、事業の完了日が属する年度の終了後 5年間(令和14年3月末まで)、事業者で保管する必要があります。
- 事業の実施内容が申請書の内容等と著しく異なっていると認められる場合は、事業の実施期間中においても、 第2次審査の合格(委託契約締結)や、事業実施を取り消す場合があります。
- 事業終了後、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、当該委託経費の返納だけでなく、加算金を付して返納させる場合があります。

2. 不正受給等に伴う応募制限について〈重要〉

本事業において委託経費の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸 術団体等の応募制限について」(平成22年9月16日文化庁長官決定)を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

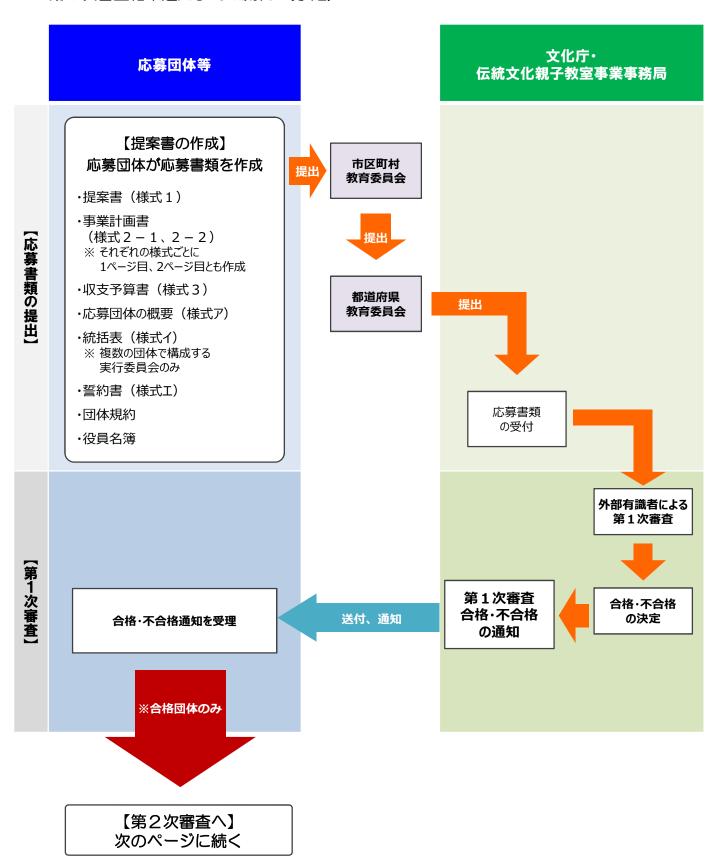
記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的 流用:応募制限期間4~5年
- (2)調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと 認められる場合:応募制限期間2~3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

V 今後の事務手続きの流れ

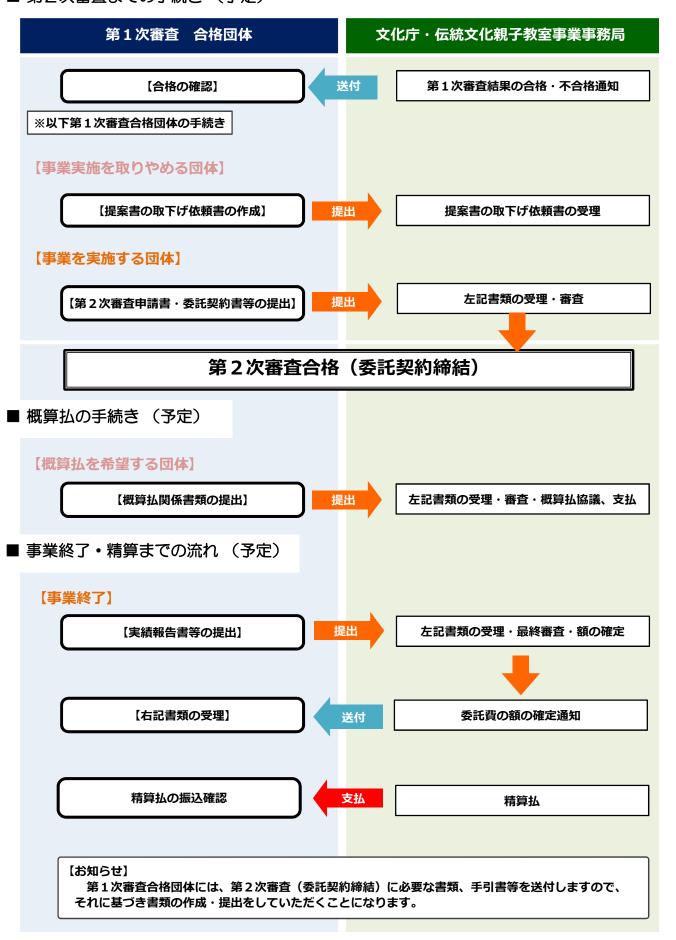
今後の事務手続等の流れは、以下を参照してください。

■ 第1次審査結果通知までの流れ (予定)



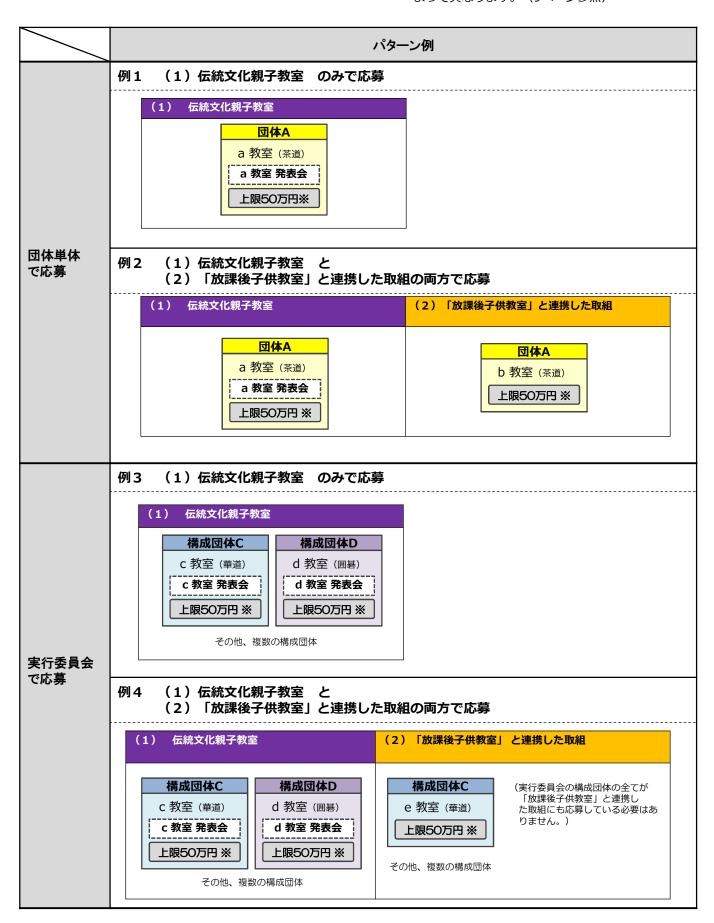
V 今後の事務手続きの流れ

■ 第2次審査までの手続き (予定)



Ⅵ 応募パターン

応募パターンは下記、及び次のページを参照してください。 ※上限額については、参加者(子供)の人数の規模によって異なります。 (9ページ参照)



Ⅵ 本事業に関するQ&A

1. 株式会社(営利法人)、個人での応募は可能ですか。

株式会社(営利法人)、個人での応募はできません。また、学校法人や宗教法人も応募できません。

また、「I 事業概要」の「2. 応募団体(事業者)の要件」($4\sim5$ ページ)を満たす団体であっても、公的施設の指定管理者として応募することはできません。

2. 複数の団体が、一つの実行委員会を組織して応募することは可能ですか。

可能です。ただし、提出書類は、下記により作成してください。

(1) 提案書

- ・事業計画書(様式2-1、2-2)、収支予算書(様式3)、応募団体の概要(様式ア)については、各 構成団体の個別の内容について記載して作成してください。
- ・実行委員会の代表団体は、各構成団体が作成した上記書類を取りまとめて、提案書(様式1)、応募団体の概要(様式ア)、統括表(様式イ)、誓約書(様式工)を作成して提出してください。 様式1の事業の名称は1つの名称を記載してください。

(2) その他必要となる資料

- ・構成団体ごとに団体規約、役員名簿を提出してください。
- ・また、実行委員会として、1つの団体規約、役員名簿も併せて提出してください。

┃3. 複数の団体で構成する実行委員会が合同発表会を行うことは可能ですか。

複数の団体で構成する実行委員会は、原則として、構成団体ごとに発表会を行います。合同で発表会をする ことも可能ですが、合同発表会の経費を別途計上することはできません。

4. 1 応募団体において、複数の分野の教室を行うことは可能ですか。

1 応募団体において、例えば、華道と茶道の2つの分野を、「華道・茶道教室」として行うことは可能です。 この場合、応募書類の「事業計画書(様式2−1、2−2)」の分野には、「ヨ. 華道」と「タ. 茶道」を ○枠で囲ってください。

また、「華道・茶道教室」として、教室を分野ごとに 5 回開催する場合には、応募書類の「事業計画書(様式 2-1、 2-2)」の事業内容欄に、分野ごとの回数(5 回)を記載してください。

5. 伝統文化親子教室事業において、参加者は、各教室に毎回参加しなければなり ませんか。

教室の目的(目標)は、子供たちに伝統文化等を計画的・継続的に体験・修得させることを目的としているため、原則として、毎回同じ参加者を対象に教室を開催してください。教室に一度参加しただけの参加者は参加人数として計上されません。複数回の参加をした参加者のみを参加人数として認めます。(半数以上参加することが望ましい。)

6. 応募書類に記載した要望額の全額が支援されるのでしょうか。

予算の範囲内において委託経費の額を決定します。

そのため、必ずしも提出書類に記載した要望額の全額が支援されるとは限りません。

™ 本事業に関するQ&A

7. 子供たちへの安全配慮について具体的に教えてください。

子供たちが怪我などをすることがないよう教室内の安全指導はもちろんのこと、自宅から教室への往復途上 においても交通事故等に遭うことのないよう、注意喚起を行ってください。

不測の事態に備え、スポーツ安全保険等の傷害保険に加入しておくことを推奨します。

※ スポーツ安全保険・・・文化活動も対象で自宅から教室への往復途上も補償の範囲となります。

詳しくは公益財団法人スポーツ安全協会のHPを参照してください。 → https://www.sportsanzen.org

8.「放課後子供教室」について教えてください。

放課後子供教室とは、「地域学校協働活動」の一環として、地域住民等の協力を得て、学校や公民館等、子 供たちの安心安全な活動場所を確保し、全ての子供たち(主として小学校)を対象に、放課後や週末等におけ る様々な体験活動や学習機会の提供、また地域住民との交流活動等を支援するものです。

放課後子供教室は、こども家庭庁の放課後児童クラブ(いわゆる「学童保育」)と連携した取組を進めてい ますが、放課後児童クラブとのみ連携している取組は本事業の対象とはなりませんので御注意ください。

※ 連携の対象となるのは、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の実施要領に基づ く「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用した取組となります。

「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるととも に、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして実施する様々な活動を 指します。

● 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動(「放課後子供教室」など)

【 地域学校協働活動の例 】

- 芸術家による「本物」の文化体験
- エンジニアによる使える算数・数学講座
- 公務員による活きた政治経済学習
- 企業と協働した総合学習
- 就学前の子供が参加する教育プログラム
- 研究者による科学実験講座
- 在外経験者や外国人による英語学習
- 上級学校との連携講座
- アスリートによるスポーツ指導

Ⅲ 本事業に関するQ&A

9. 教室の参加者に制限はありますか。

原則、小学校1年生から中学校3年生を対象とします。就学前の幼児や高校生も参加できる教室内容であれば、幼児や高校生の参加も可能ですが、就学前の幼児又は高校生だけを対象として参加者を募集する教室は対象となりません。ただし、障害のある子供たちを中心に参加者を募集するなど、特別の事情がある場合は、就学前の幼児又は高校生だけを対象とすることもできます。この場合、教室を見学するだけではなく、教室を体験することで、参加とみなします。

なお、障害のある子供が教室に参加する場合は、事業者において、事前に保護者や本人と打合せの上、個々の状況に応じて必要な調整を行うことが重要です。学校における合理的配慮の例として下記のURLを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1314384.htm

10. 第1次審査の基準を教えてください。

以下の要件に照らした上で、本事業の趣旨・目的に沿った事業内容であり、かつ伝統文化等の内容を勘案しつつ本事業の対象とし得る事業内容となっているかを審査します。

- ・団体に関する要件
- ・分野に関する要件
- ・開催場所・開催時間に関する要件
- ・開催回数・開催日数に関する要件
- ・参加者・参加人数に関する要件
- ・経費に関する要件

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を 有している場合、加点します。<u>(任意団体は、認定の対象外です。)</u>

詳しくは、46~48ページの「審査基準」を御覧ください。

11. 外部有識者が応募団体等と利害関係にある場合とは、どのような場合ですか。

第1次審査を行う外部有識者が、以下のいずれかに該当する場合は、当該審査に加わらないこととしています。

- 協力者会議委員が申請する団体に所属している場合
- 協力者会議委員が、申請する団体から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ●協力者会議委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合(協力者会議委員が、申請する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等)

Ⅲ 本事業に関するQ&A

12. 参加者(子供)の人数については、申請に当たってどのように見込めばいいでしょうか?

講師の人数や利用を予定している会場等から、親子が適切に体験できる環境を維持できる規模を想定し、 適切な参加者(子供)の人数を記載してください。

13. 申請に当たって、参加者(子供)が10人以上確保できないことが分かっている場合、どのようにすればよいでしょうか?

例えば、近隣で開催を予定している教室と合同で複数の伝統文化等を体験できる教室を開催することや、 地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が実施する**「地域展開型」**で実施することを推奨 しております。

実施を検討するにあたっては事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口、又は本事業事務局まで御相談ください。

(参考)

「地域展開型」とは、地方公共団体や伝統文化等の指導者等が一体となって、教室実施が困難な地域等において伝統文化等を体験する機会を提供することにより、より多くの子供たちが伝統文化等に気軽に触れられる機会を提供し、幅広い参加を促進する事業です。

14. なぜ、「要望上限額」を導入することになったのでしょうか?

「伝統文化親子教室事業」は、長年実施していますが、事業経費の効率的な執行を目指すともに、一部の教室では教室の規模と経費のバランスがとれていないと思われる教室もあることから、過去の支援実績等を基に、「要望上限額」を導入しています。

15. オンラインでの実施は可能でしょうか?

全ての教室をオンラインで実施することは認められません。ただし、一部導入することが効果的である場合、提案いただくことは可能です。

<u>MEMO</u>

Ⅷ 提案書の記入例

提案書 (様式1) の記人例・・・・・・・・・・・・ P. 2
事業計画書「伝統文化親子教室事業」(様式2-1)の記入例・・ P.2
事業計画書「放課後子供教室」(様式2-2)の記入例・・・・・ P.3
収支予算書(様式3)の記入例・・・・・・・・・・・ P. 3
応募団体(事業者)の概要(様式ア)の記入例・・・・・・・ P.3
統括表 (様式イ) の記入例・・・・・・・・・・・・ P. 4
誓約書(様式工)の記入例・・・・・・・・・・・・ P.4

様式1の記入例 必須様式

令和8年度 様式1

株式会社KBC 伝統文化親子教室事業 事務局殿 🚺 令和 7年 •月 •日

望 団 体 名 ○○神楽保存会

郵 便 番 号 〒 000 - 0000

団体所在地 ○○県△△市○○町3-2-1

代表者職名 会長

代表者氏名 〇〇 〇〇 (印省略)

※規約・定款等に記載されている団体名・郵便番号・住所・ 代表者職名・代表者氏名を正確に記入してください。

※代表者氏名は本名で記入してください。芸名・雅号は不可。 流派の代表者(家元等)ではなく、事業を実施する際の 責任者を代表として記入してください。

令和8年度伝統文化親子教室事業(教室実施型)提案書

令和8年度伝統文化親子教室事業(教室実施型)について、実施したいので、募集案内の内容に同意した上で、関係書類を添えて下記のとおり提案します。

記

事業の名称	3	○○神楽親子教室 ※事業の名称には、特定の流派名、団体名、又は商品名等を冠に付けないでください。		
事業の着手及び 完了の予定期日	4	着 手 令和8年度伝統文化親子教室事業に係る第1次審査合格日 完 了 令和 8 年 ●月 ●日		
			※第1次審査合格通知日より前に発生した経費は事業対象外となります。 ※完了の予定期日は、令和9年1月31日までの日付で記入してください。	
委託経費の要望額	5	368,000 円	※収支予算書(様式3)の 「収入の部」の「本事業による委託経費の要望額(B)」に 記載した金額を記入してください。	

- ☑当団体は、教室を実施する施設の指定管理者ではありません。
 - ※応募団体の要件を満たす団体であっても、公的施設の指定管理者としての応募は不可
- 6 ☑伝統文化親子教室事業(地域展開型)への応募も検討しています。
 - ※募集案内9ページ「5. 要望額(教室規模に応じた上限額)」、6ページ「■参加人数」参照

		<事務担当者連絡先>	<代表者連絡先>
氏 名		4 0 00	00 00
連絡先(T	EL)	* * * - * * * - * * *	* * * - * * * - * * *
<i>"</i> (FAX)	* * * - * * * - * * *	* * * - * * * - * * *
〃(Eメールアドレス)		* * * @ * * * . * *	* * * @ * * * . * * *
	郵便番号	〒 000 − 0000	〒 000 − 0000
書類等の 郵送先	住 所	〇〇県△△市〇〇町2-1-3	〇〇県△△市〇〇町3-2-1
その他(日中連絡先)		080-***-***	090-***-**
審査結果等の送付先 ※事務担当者/代表者のどちらか 希望する方に「〇」を記入		0	

※事務担当者は、必ず連絡先電話番号のほか、FAX 又は添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスを 持っている方を選任してください。

Ⅷ 提案書の記入例

番号	内容
1	応募する年月日を記入してください。
2	規約・定款等に記載されている団体名・郵便番号・団体所在地・代表者の職名・代表者氏名を正確に記入してください。代表者氏名は本名で記入してください。芸名・雅号は不可。流派の代表者(家元等)ではなく、事業を実施する際の責任者を代表として記入してください。 〔注意事項〕 ・【団 体 名】は「団体規約」に定める【団体名称】と一致させること。 ・【代表者職名】は「団体規約」及び「役員名簿」に定める【代表者職名】と一致させること。 ・【代表者氏名】は「役員名簿」に定める【代表者氏名】と一致させること。
3	事業の名称を記入してください。事業の名称には、特定の流派名、団体名、又は商品名等を冠 に付けないでください。
4	事業の着手及び完了の予定期日を記入してください。完了の予定期日は令和9年1月31日までの日付で記入してください。いかなる場合も令和9年1月31日を超えて応募することはできません。また、着手日(第1次審査合格日)は予算の成立状況等により変動します。第1次審査合格通知日より前に発生した経費は対象外となります。
5	委託経費の要望額を記入してください。 具体的には、収支予算書(様式3)の収入の部にある「本事業による委託経費の要望額(B)」 の額を記入してください。 なお、千円未満の端数は申請できませんので、端数分は自己負担としてください。 千円未満の端数は申請時に切り捨てます。
6	10人以上の子供の確保が困難なため、地域展開型での実施も検討している場合は図を入れてください。 なお、同内容の事業が地域展開型で採択された場合、教室実施型の応募事業を不合格とすることがあります。 地域展開型の実施を検討するにあたっては、事業を実施する場所の市区町村教育委員会の担当窓口、又は本事業事務局まで御相談ください。(事業の内容に関する問い合わせは本事務局にお寄せください。)
7	応募書類の問い合わせ窓口となる事務担当者と代表者御本人の連絡先として、氏名・TEL・Eメールアドレス・書類等の郵送先(郵便番号、住所)・その他(日中連絡先)を記入してください。 事務担当者は、必ずTELのほか、FAX又は添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスを持っている方としてください。事務担当者がいずれの連絡先も持っていない場合は、代表者御本人のFAX又は添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスでも支障ありません。その他(日中連絡先)には、日中に連絡が取れる連絡先番号を記入してください。なお、こちらに記入された情報は当事業のホームページへ公開します。
8	第1次審査結果通知等の送付先として、事務担当者と代表者のどちらを希望するか、希望する 方に○を記入してください。未記入及び両方選択されている場合は、事務担当者宛てに第1次 審査結果通知等を送付しますので、御了承ください。

様式2-1の記入例

伝統文化親子教室を実施する場合に必要な様式

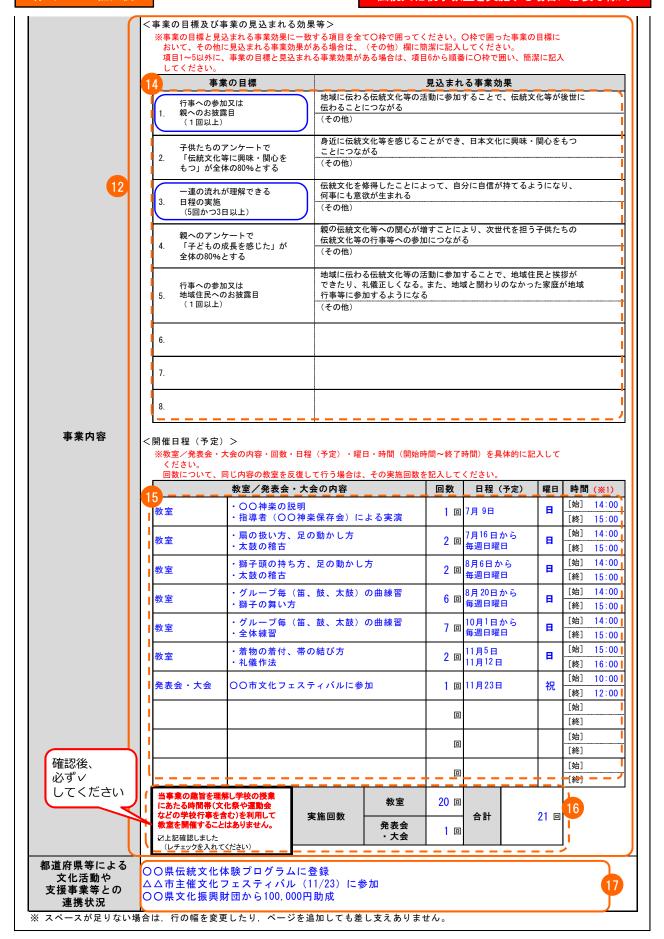
令和8年度 様式2-1 ※申請 (第2次審査) 時に記載 <事業計画書> 申請(第2次審査) 団体コード 応募(第1次審査) 事業の名称 〇〇神楽親子教室 文 化 親 子 教 室 伝 統 二. イーハ以外 1. 神楽 18 📵 0. 獅子舞 ハ. お囃子 の民俗芸能 ま. 祭り行事 ^. 民謡・民舞 1. 和太鼓 f. 能楽 回 3. 邦舞 9. 百人一首 回 リ. 邦楽 ₽ ル. 伝統工芸 回 分 野 ·日本舞踊 ・カルタ 7. 囲碁 1. 将棋 3. 華道 回 9. 茶道 ツ. 和装 礼 食文化 該当する分野を 2 ν. 書道 y. 武道 ・郷土料理 分野別に開催回数を t. 上記以外 回【発表会・大会 1 記入してください。 の分野] 内容を記載(二、†を選んだ場合) 複数分野を選択した 主目的分野である神楽では、最終的に〇〇の演目を披露する。 場合、その付随・関 6 大会で衣裳を正しく着装するため、和装礼法をあわせて実施する。 連理由 開催場所 教室 〇〇公民館 発表会・大会 〇〇公会堂(〇〇文化フェスティバル) 具体的に記入してくだ 参加者 幼稚園・保育園 小学校 1年 2年 3年 6年 募集対象とするものを 全て〇枠で囲ってくだ 中学校 1年 2年 3年 高等学校 1年 2年 3年 障害のある子供 全体で ※親等の保護者の人数は含めないでください。 募集する 子供の人数 グループ 】 参加者を複数グループに分けて教室を開催する場合は内訳を記載 人× 募集方法 チラシ・ホームページ・その他() 対象分野 1 イ. 神楽 名称 0000神楽 (1) 由来、歴史 (何時頃から行われているのか) 長保〇年あるいは寛弘〇年(明治初期の「〇〇」の記載によれば) 対象 对象分野 名称 事業に係る 10 地域性のある (2) 由来、歷史 伝統文化等 (何時頃から行われているのか) の概要 対象分野 名称 (3) 由来、歷史 (何時頃から行われているのか) ※教室の事業目的と一致する項目を全て〇枠で囲ってください 項目1~5以外に目的がある場合は、項目6から順番に〇枠で囲い、事業目的欄に簡潔に記入してください。 事業目的 1. 伝統文化等の継承 地域に伝わる伝統文化等の活動に参加することで、伝統文化等が後世に伝わることを目的とする 2. 伝統文化等への関心 伝統文化等への関心を高めることを目的とする 3. 豊かな人間性の 子どもたちの豊かな心や感性、創造性をはぐくむことを目的とする 涵養(かんよう) 伝統文化等への 親の伝統文化等への関心を高めることで、子供たちの個性や能力の発見や、伝統文化を理解する 親の関心 機会の増加を目的とする 5. 周辺地域の関係 子どもたちが地域住民と関わることで地域とのつながりを強化することを目的とする 6. その他① 7. その他②

Ⅷ 提案書の記入例

番号	内 容
1	「応募(第1次審査)」に○を付けてください。
2	記載しないでください。(申請(第2次審査)時に記載します。)
3	事業の名称を記入してください。提案書(様式1)の事業の名称と同じ内容を記入してくだ さい。
4	実施する分野を全て○枠で囲い、分野別に開催回数を記入してください。
5	上記の分野のうち、「ニ. イ〜ハ以外の民俗芸能」、「t. 上記以外の分野」を選択した場合、事業を行う分野を簡潔に記入してください。伝統文化等か判断できない分野は、第1次審査で不合格とします。
6	複数の分野で教室を実施する場合、分野間の付随・関連理由を記入してください。
7	教室、発表会・大会を開催する場所 (施設名称、地名等) を記入してください。教室の開催場所が学校の場合、学校の授業中とみなされる可能性があります。学校の授業の一環として教室を開催することはできません。発表会・大会について、文化祭や運動会などの学校行事で開催することはできません。
8	募集する参加者を全て○枠で囲ってください。幼児又は高校生だけを対象とした教室は事業対象 外です。
9	募集する子供の全体での人数を記入してください。親等の保護者の人数は含めないでください。 参加者を複数グループに分けて教室を開催する(午前の部10人、午後の部10人など)場合、内訳も記入してください。 教室に一度参加しただけの参加者は参加人数として計上されません。複数回の参加をした参加者のみを参加人数として認めます。(半数以上参加することが望ましい。)
10	対象事業に係る地域性のある伝統文化等の概要として、対象分野・名称・由来、歴史を記入してください。 対象事業に係る地域性のある伝統文化等が2つある場合は、(2)に記入してください。3つある場合は、(3)に記入してください。
1	対象分野は、上記の番号④で○枠で囲った分野(「1. 神楽」~「t. 上記以外の分野」)を記入してください。
12	事業内容として、<事業目的>・<事業の目標及び事業の見込まれる効果等>・<開催日程(予定)>を記入、及び該当項目を○枠で囲ってください。
13	教室の事業目的と一致する項目を全て〇枠で囲ってください。項目1~5以外に目的がある場合は、項目6から順番に〇枠で囲い、事業目的欄に簡潔に記入してください。

様式2-1の記入例

伝統文化親子教室を実施する場合に必要な様式



Ⅷ 提案書の記入例

番号	内 容
14	事業の目標と見込まれる事業効果に一致する項目を全て○枠で囲ってください。○枠で囲った事業の目標において、その他に見込まれる事業効果がある場合は、(その他)欄に簡潔に記入してください。項目1~5以外に、事業の目標と見込まれる事業効果がある場合は、項目6から順番に○枠で囲い、「事業の目標」欄と「見込まれる事業効果」欄に簡潔に記入してください。
15	予定している開催日程として、教室/発表会・大会の内容・回数・日程(予定)・曜日・時間 (開始時間〜終了時間)を具体的に記入してください。回数について、同じ内容の教室を反復 して行う場合は、その実施回数を記入してください。日程(予定)・曜日・時間について、学 校の授業にあたる時間帯等(文化祭や運動会などの学校行事を含む)を利用して実施するなど、 学校の授業の一環として教室を開催することはできません。不特定多数(事業参加者以外)が 参加できる大会を発表会とすることはできません。
16	教室、発表会・大会の実施回数の合計値を記入してください。合計欄は、教室の実施回数合計値と、発表会・大会の実施回数合計値の合計値を記入してください。教室開催時間の確認後 図を入れてください。
17	本事業が、都道府県、市区町村及び公益法人等が実施している文化活動や事業等と連携(予定合む)した取組である場合は、連携事業の名称、実施日、支援金額等を記入してください。

様式2-2の記入例

放課後子供教室との連携の場合に必要な様式

令和8年度 模式2-2 申請(第2次審査)時に記載 <事業計画書> 団体コード (応募(第1次審査) ・申請(第2次審査) 事業の名称 〇〇神楽親子教室 文部科学省の「放課後子供教室」と連携した取組 担当部局名 ○○県△△市教育委員会社会教育課 文部科学省の「放課後子供教室」を 担当している市区町村 連絡先 連携する「放課後子供教室」の活動名 △△市こどもふれあい教室 1. 神楽 回 口 獅子舞 ハ. お囃子 0 0 の民俗芸能 ホ. 祭り行事 ^. 民謡・民舞 チ. 能楽 0 h. 和太鼓 ٥ 9. 百人一首 ヌ. 邦舞 リ. 邦楽 0 ル. 伝統工芸 0 D 分 野 ・日本舞踊 カルタ 9. 囲碁 回 九 将棋 ា П न 3 華道 9. 茶道 ツ. 和装 礼 食文化 ν. 書道 0 リ. 武道 0 0 D 該当する分野を 全て〇枠で囲い、 礼法 ・郷土料理 t. 上記以外 の分野 記入してください。 1 内容を記載 (ニ, ナを選んだ場合) [複数分野を選択した場 8 合、その付随・関連理 ※施設名、地名等を具体的 開催場所 教室 △△市小学校体育館、○○公民館 参加者 幼稚園・保育園 小学校 5年 6年 募集対象とするものを 全て〇枠で囲ってくだ 10 中学校 1年 2年 3年 高等学校 1年 2年 3年 障害のある子供 ※親等の保護者の人数は含めないでください。 募集する 子供の人数 参加者を複数グループに分けて教室を開催する場合は内訳を記載 [人× グループ 1 募集方法 チラシ・ホームページ・その他() 13 △△神楽 対象分野 (1) 寛永○年からの歴史があり、○○県の○部に広くあった△△に由来し、○○町に深く 由来、歴史 (何時頃から行われているのか) 根付いています。 対象 12 対象分野 事業に係る 地域性のある (2) 由来、歴史 (何時頃から行われているのか) 伝統文化等 の概要 (3) 由来、歴史 (何時頃から行われているのか) <事業目的> 子供教室」の事業目的と一致する項目を全て〇枠で囲ってください 事業目的欄 項目 事業目的 15 伝統文化等の継承 地域に伝わる伝統文化等の活動に参加することで、伝統文化等が後世に伝わることを目的とする 2. 伝統文化等への関心 伝統文化等への関心を高めることを目的とする 3. 豊かな人間性の 14 子どもたちの豊かな心や感性、創造性をはぐくむことを目的とする 酒養 (h 4. 伝統文化等への 親の伝統文化等への関心を高めることで、子供たちの個性や能力の発見や、伝統文化を理解する 親の関心 機会の増加を目的とする 5. 周辺地域の関係 子どもたちが地域住民と関わることで地域とのつながりを強化することを目的とする 6. その他① 7. その他②

漏れなく記入してください。

記入漏れがある場合は、文部科学省の「放課後子供教室」と連携した取組と見なせなくなる場合があります。

番号	内 容
1	「応募(第1次審査)」に○を付けてください。
2	記載しないでください。(申請(第2次審査)時に記載します。)
3	事業の名称を記入してください。提案書(様式1)の事業の名称と同じ内容を記入してくだ さい。
4	文部科学省の「放課後子供教室」を担当している市区町村の担当部局名と連絡先を記入してく ださい。
5	連携して実施する「放課後子供教室」の活動名を記入してください。貴団体が活動を予定して いる伝統文化親子教室名ではありません。
6	実施する分野を全て○枠で囲い、分野別に開催回数を記入してください。
7	上記の分野のうち、「ニ. イ〜ハ以外の民俗芸能」、「t. 上記以外の分野」を選択した場合、事業を行う分野を簡潔に記入してください。伝統文化等と判断ができない分野は、対象となりません。
8	複数の分野で教室を実施する場合、分野間の付随・関連理由を記入してください。
9	「放課後子供教室」を開催する場所(施設名称、地名等)を記入してください。 「放課後子供教室」の開催場所が学校の場合、学校の授業中とみなされる可能性があります。 学校の授業の一環として教室を開催することはできません。事業対象外です。
10	募集する参加者を全て○枠で囲ってください。幼児又は高校生だけを対象とした「放課後子供 教室」は事業対象外です。
1	募集する子供の全体での人数を記入してください。親等の保護者の人数は含めないでください。 参加者を複数グループに分けて教室を開催する(午前の部10人、午後の部10人など)場合、 内訳も記入してください。
12	対象事業に係る地域性のある伝統文化等の概要として、対象分野・名称・由来、歴史を記入してください。 対象事業に係る地域性のある伝統文化等が2つある場合は、(2)に記入してください。3つある場合は、(3)に記入してください。
13	対象分野は、上記の番号⑥で○枠で囲った分野(「1. 神楽」~「t. 上記以外の分野」)を記入してください。
14	事業内容として、〈事業目的〉・〈事業の目標及び事業の見込まれる効果等〉・〈開催日程 (予定)〉を記入、及び該当項目を○枠で囲ってください。
15	「放課後子供教室」の事業目的と一致する項目を全て〇枠で囲ってください。項目1〜5以外に目的がある場合は、項目6から順番に〇枠で囲い、事業目的欄に簡潔に記入してください。

様式2-2の記入例

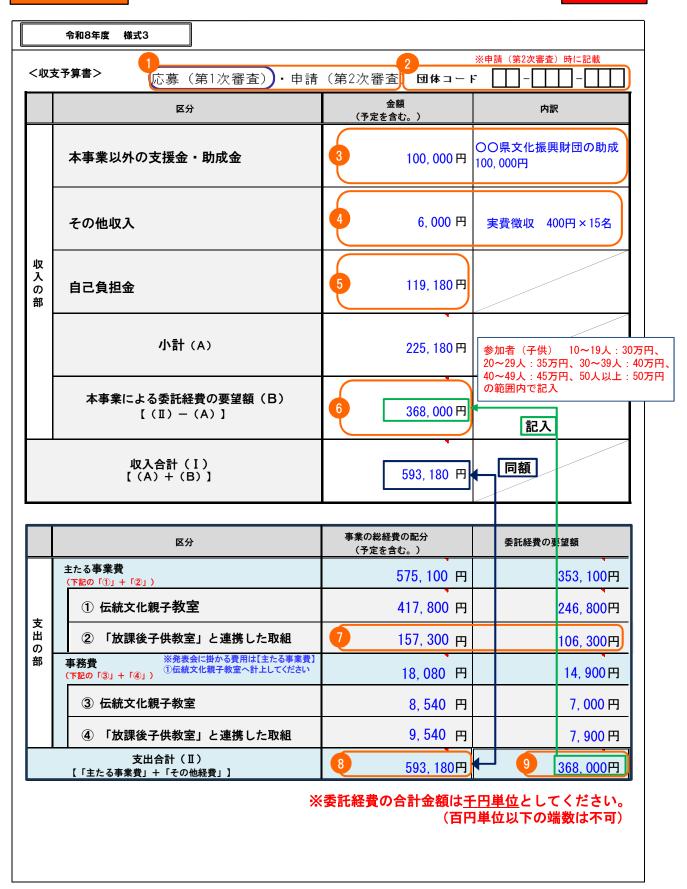
放課後子供教室との連携の場合に必要な様式



Ⅲ 提案書の記入例

番号	内 容
16	事業の目標と見込まれる事業効果に一致する項目を全て○枠で囲ってください。○枠で囲った事業の目標において、その他に見込まれる事業効果がある場合は、(その他)欄に簡潔に記入してください。項目1~5以外に、事業の目標と見込まれる事業効果がある場合は、項目6から順番に○枠で囲い、「事業の目標」欄と「見込まれる事業効果」欄に簡潔に記入してください。
17	予定している開催日程として、「放課後子供教室」の内容・回数・日程(予定)・曜日・時間 (開始時間〜終了時間)を具体的に記入してください。 回数について、同じ内容の「放課後子供教室」を反復して行う場合は、その実施回数を記入してください。 日程(予定)・曜日・時間について、学校の授業にあたる時間帯等(文化祭や運動会などの学校行事を含む)を利用して実施するなど、学校の授業の一環として教室を開催することはできません。不特定多数(事業参加者以外)が参加できる大会を発表会とすることはできません。
18	「放課後子供教室」の実施回数の合計値を記入してください。
19	本事業が、都道府県、市区町村及び公益法人等が実施している文化活動や事業等と連携(予定 含む)した取組である場合は、連携事業の名称、実施日、支援金額等を記入してください。

様式3の記入例 必須様式



Ⅷ 提案書の記入例

番号	内 容
1	「応募(第1次審査)」に○を付けてください。
2	記載しないでください。(申請(第2次審査)時に記載します。)
3	本事業以外で、地方公共団体や民間団体等から補助金・助成金がある場合は、「本事業以外の支援金・助成金」として、その金額と内訳を記入してください。「文化庁が実施する他の事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の事業」と重複して支援等を受けることはできません。
4	参加者から実費(花代、茶菓子代等)を徴収する場合は、「その他収入」として、その金額と内訳を記入してください。また原則、参加者が自ら使用・消費する材料費を対象とし、諸謝金・旅費に充てることは認めません。
5	団体で自己負担する金額がある場合は、「自己負担金」として、その金額を記入してください。
6	下記の番号⑨「委託経費の要望額」を記入してください。
7	主たる事業費における「② 「放課後子供教室」と連携した取組」として、事業の総経費の配分と、委託経費の要望額の金額を記入してください。文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」(国庫補助率1/3)と重複のないよう金額を記入してください。
8	「支出合計(II)」の事業の総経費の配分として、「主たる事業費」+「事務費」の合計金額を記入してください。 また、「収入合計(I)」の金額と同額になるよう記入してください。
9	「支出合計(II)」の委託経費の要望額として、「主たる事業費」+「事務費」の合計金額を記入してください。また、⑥「本事業による委託経費の要望額(B)」に ⑨ の金額を記入してください。 ※委託経費の合計金額は千円単位としてください。(百円単位以下の端数は不可) (千円未満の端数は申請時に切り捨てます。)

様式アの記入例 必須様式

令和8年度 様式ア							
		応募団	体(事業者)の概要	※由請	(第2次審査	時に記載	
応募	(第1次審査	を)・申請	(第2次審査) 団				
(&9#な) 団体名称 提案書(様式1)及び団体規約 の「団体名」と同一となるよう 記入してください。	0000かぐ8 〇〇神 勢	。ほぞんかい 楽 保存会					
団体区分 該当する団体区分を〇枠で 囲ってください。		団・財団法.					
団体設立年月	平成 1	9年4月					
組織 代表者、会計者、監事は 役員名簿と整合させて 必ず記入してください。	会 計	者 氏 名:	00 00				
会計者と監事は兼務でき ませんが、それ以外は 兼務でも構いません。	債務責任者氏名 : ○○ ○○ ○○ その他構成員 : 30名						
団体への加入条件	○○神楽保存会の設立に賛同する者						
設置目的	○○地域に伝わる○○神楽の保存・継承並びに、後継者の育成に努めるとともに、△△市住民の文化的向上に寄与することを目的とする。						
	年度	応募実績	団体コード	主任会/陈宁妈\	1 取下げ	不合格	
		有無		支援金(確定額) 	/中止	小口怕	
令和5年度~	令和5年度	0 X	** - *** - ***	0円 円	0		
令和7年度における	令和7年度	0	** - *** - ***	368, 000円			
伝統文化親子教室事業への 応募状況と実績	【令和7年度の活動内容】 ※実績がある場合は、令和7年度の活動内容を記入してください。						
	「〇〇神楽教室」を実施。〇〇神楽と関連する地域の歴史について座学のあと 練習を実施。教室参加者は地域の祭りでも演技披露を行っている。						
※定款・規約等及び役員名簿 (規	見約に記載され	れている役員	全員が記載されている	らもの) を併せて提出す	けること。		

Ⅲ 提案書の記入例

【重要】

本紙(様式ア)とは別に「団体規約」及び「役員名簿」の提出が必要です。

番号	内 容
1	「応募(第1次審査)」に○を付けてください。
2	記載しないでください。(申請(第2次審査)時に記載します。)
3	提案書(様式1)の「団体名」と同一の団体名称を記入してください。また、団体名称のふりがなも記入してください。
4	該当する団体区分を〇枠で囲ってください。
5	団体の設立年月を記入してください。
6	組織の情報として、代表者氏名、会計者氏名、監事氏名、債務責任者氏名(任意団体のみ)、 構成員数を全て記入してください。氏名は、本名で記入してください。芸名・雅号は不可。 流派の代表者(家元等)ではなく、事業を実施する際の責任者を代表として記入してください。 ・「代表者氏名」は、提案書(様式1)及び役員名簿の「代表者氏名」と同一となるよう記入 してください。 ・「会計者氏名」「監事氏名」は、役員名簿と同一となるよう記入してください。 ・「監事氏名」は、役員のうち、監事又は会計監査を担当する者を記入してください。 (任意団体のみ) ・「債務責任者氏名」は、代表者と異なる場合に記入してください。 代表者が兼務でも問題ありません。なお、任意団体でない(法人の)場合は記入する必要は ありません。
7	団体への加入条件を記入してください。
8	団体の設置目的を記入してください。
9	令和5年度~令和7年度において、伝統文化親子教室事業への応募実績がある場合は「〇」、 ない場合は「×」を記入してください。
10	応募実績がある(⑨で「○」を記入した)場合、その年度の「団体コード」「支援金(確定額)」欄を記入してください。
11	応募はしたものの、その後、取下げ又は中止、あるいは第1次審査及び第2次審査で不合格と なった場合は、その年度の該当欄に「○」を記入してください。
12	令和7年度の応募実績がある(⑨で「○」を記入した)場合、活動内容を必ず記入してください。

Ⅷ 提案書の記入例(実行委員会の場合に必要な様式)

様式イの記入例

(重量)

※複数の団体で構成する実行委員会のみ作成、提出してください。

※都道府県名・市区町村名・団体名・事業の名称・収支予算書(様式3)の内容について、構成する全ての団体を、1団体ごとに記入してください。

	Γ	4年	メ田 D B I I I I I I I I I I I I I I I I I I	593, 180円	916,800円	357, 560円	7,540円	
13° 4K		Т	中 連 _	9, 540円 593	54, 000 FB 916	H 357	63.540円 1,867.540円	
を) 時に記載		十一少一	o di	8,540円 9,	64,800円 54,0	7, 560円	80, 900円 63	
※申請(第2次審査)時に記載 ・申請(第2次審査)時に記載 ※ 案件委員会会記入して(たさい。 実行委員会名 ○○県伝統文化課予検査案行委員会		の部 子の他級妻(車黎豊)	在資(事 位) (下) (下) () () () () () () () (18, 080円	118, 800円 64	7, 560円	144, 440円 88	
※# 清(第2次審査)目6 案行委員会名 ○		支出の部				E		
・申請 (第 実行費	粒	(16)+1	2 「放課後子供 教室」と連携 した取組	円 157, 300円	刊 406,000円	F	563,30	
応募 (第1次審査	』の内容を記	(上	(1) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五	417, 800円	392, 000円	350, 000円	1, 159, 800F	
	式3)収支予算書	ナセス重業費		575, 100円	798, 000円	350, 000円	1,867,540円 1,723,100円 1,159,800円 563,300円	
	名様成団体の『(棒式3)収支予算書』の内容を記載	10 入会計(1)		593, 180円	916, 800円	357, 560FJ	1,867,540円	
入してください。	₩.	本事業による委託経費	の要望額 (B) [(II)-(A)]	368, 000円	747,000円	295, 000円	1,410,000円	
「四体にといる		本		225, 180円	169,800円	62, 560円		
5全ての団体を		収入の部		119, 180円 225, 180円	18, 800円	4, 560円	142, 540円 457, 540円	
ついて、構成する		7.0独的 3.	くな祖の	6,000円	T. 000	8, 000 E	15, 000 円	
い。 様式3)の内容に		木重拳以从 7	_	100,000円	150,000円	50,000円	300,000用	
【重要】 ※複数の団体で構成する実行要罰会のみ作成、提出して付さい。 ※都道商県名・市区町村名・団体名・単素の名称・収支予算書(様式3)の内部について、構成する全ての団体を、1団体ごとに記入して付さい。			事業の名称	○○神楽親子教室	〇〇茶道教室	〇〇日本舞踊教室	□ 計	
 重要 ※複数の回体で構成する集行表 ※都道府県名・市区町村名・田			団体名	〇〇神楽保存会	〇〇茶道会	日本舞踊〇〇会	代表団体は団体所在地の、構成団体は 開催場所の市区町村名をそれぞれ記入 してください。 ※スペースが足りない場合は、行の幅を変更したり、ページを追加ても差し支えありません。	
			団体コード	1	1		体所在地位区町村名名区町村名名建设。 (100厘	
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2			中 女 区 名 巴	ムム市	 -	© © E	本は団 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
新			し 審 県 河 名	1000県	2 00県	3 00 億	代表団体は巨開催場所のす してください。 ※スペースが足び	

(様式工)

記入例

誓 約 書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一 切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和7年 ●月 ●日

①団体所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2

②団体名 伝文プロジェクト実行委員会

③代表者氏名 文化 太郎

【記入の注意点】

- ①団体所在地
- ②団体名
- ③代表者氏名
- ①~③は、提案書の様式1、様式ア、団体規約、
- 役員名簿の記載内容と完全一致してください。
- 一致しない場合は第1次審査で「合格」しません。

※申請(第2次審査)時に記載 団体コード: –

「伝統文化親子教室事業」委託実施要項

平成26年2月27日 文化庁次長決日 平成27年1月26日 平成29年1月23日 平成30年5月2日 令和2年6月18日 令和3年1月20日 令和4年2月3日日 令和5年1月17日 一部

1 趣 旨

次代を担う子供たちが親とともに、伝統文化、生活文化及び国民娯楽(以下「伝統文化等」という。)に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会を提供する以下①~③の取組を支援することにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養(かんよう)に資することを目的とする。

①教室実施型

- ア 次代を担う子供たちを対象に、伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修 得させる教室(以下「教室」という。)を実施し、教室で修得した技芸等の成果を披 露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組
- イ 「放課後子供教室」と連携した取組 上記①アの教室を「放課後子供教室」の一環として実施する取組

②地域展開型

地方公共団体等が、伝統文化親子教室事業(教室実施型・統括実施型)の指導者等と連携 し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・ 計画的な体験・修得機会を提供する取組

③統括実施型

子供たちに対して体験機会を提供するため、伝統文化等の各分野の複数団体を統括する団体が、組織的・広域的に体験機会を設ける取組(なお、体験機会の内容については上記①ア及びイに準じる)

2 委託業務の内容

- (1)上記1①~③の取組の実施に関する業務
- (2) 本事業に関する事務局等業務
- (3) 本事業の広報に関する業務
- (4) 本事業の成果の定量的、定性的効果の分析に関する業務
- (5) その他上記(1)から(4)までの業務に付随する必要な事務

参考資料(委託実施要項)

3 業務の委託先

委託先は、上記2の委託業務を円滑に行うことができる、法人格を有する団体(以下「法人」という。)とする。

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする法人は、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる業務計 画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、法人から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人に対し業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は,予算の範囲内で業務に要する経費(人件費,事業費(諸謝金,旅費,借損料,消耗品費,会議費,通信運搬費,雑役務費,保険料,消費税相当額),再委託費, 一般管理費)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、法人が委託契約書の定めに違反し又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本委 託業務のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについて は、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了(廃止)の報告

法人は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む。)は、文化庁委託 業務実施要領に定めるところによる委託業務完了(廃止)報告書を作成し、業務が完了し た日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなけ ればならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査を行い、 その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人へ通知するものとす る。
- (2) 上記(1) の確定額は、委託業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

参考資料(委託実施要項)

10 その他

- (1) 文化庁は、法人における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な 是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことができる。
- (4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。
- (5) この要項は、令和7年度「伝統文化親子教室事業」委託業務から適用する。

審查基準

1 審査方法

文化庁に設置する協力者会議において、提出された各提案書について、下記「2評価方法」により評価を行う。

2 評価方法

評価方法は、下記(1)及び(2)の各評価区分について、協力者会議の各委員が評価を行い、協力者会議において決定した得点の結果をもって行う。

(1) 第1次審査合格要件に関する評価

募集案内で示した下記①から⑨の要件について,下記の「評価基準」により評価する。

- ①団体に関する要件
 - ・募集案内に定める応募団体(事業者)の要件を満たしていること
- ②分野に関する要件
 - ・募集案内に定める「支援の対象となる分野・教室」に該当し, 「対象とならない分野・教室」には該当しないこと
- ③開催場所に関する要件
 - ・本事業を行う目的・内容にふさわしい施設(公共施設)等であること
- ④ 開催時間に関する要件
 - ・子供たちが参加するにふさわしい時間帯であり、かつ学校の授業・行事の 一環ではないこと
- ⑤ 開催回数に関する要件
 - ・1回あたりの教室時間が45分程度を目安に5回以上開催すること
- ⑥開催日数に関する要件
 - ・1回あたりの教室時間が45分程度を目安に3日以上開催すること
- ⑦参加者に関する要件
 - ・募集案内に定める参加者の要件を満たしていること
- ⑧参加人数に関する要件
 - ・参加者の人数は、10人以上(親(同伴者)を除く)であること
- ⑨経費に関する要件
 - ・収入及び支出の計画が適正であること

〔評価基準〕

要件を満たしている=5点 要件を満たしていない=0点

(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価区分

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局 長の認定等相当確認を有していることについて、下記の「評価基準」により評価 する。

[評価基準]

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- ○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等
- ・認定段階1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1.1点
- ・認定段階2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1. 7点
- ·認定段階3 = 2. 2点
- ・プラチナえるぼし認定=3点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.6点
- ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)=1点
- トライくるみん認定=1.5点
- ・くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185 号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則 第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただ し、①の認定を除く。))=1.5点
- ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による 改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認 定)=1.5点
- ・プラチナくるみん認定=3点
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定=1.7点
- ○上記に該当する認定等を有しない=0点

3 第1次審査合格案件の決定方法

提出された各提案書について審査を行い、原則として最も得点の高い者から順に 第1次審査を合格するものとする。

なお,各委員から意見等があった場合には,条件を付けた上で第1次審査合格とすることがある。

ただし、営利企業、個人、学校法人及び宗教法人からの申請及び対象分野とならない分野のみで実施する教室については、得点に関わらず第1次審査を不合格とする。

また、本事業の趣旨に基づき、地域の均衡性を考慮することがある。

4 協力者会議委員の遵守事項

- a 利害関係者の排除
 - ・申請された事業内容と利害関係がある協力者会議委員は、事務局にその旨を申 し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととする。

<利害関係の範囲>

- ・協力者会議委員が申請する団体に所属している場合
- ・協力者会議委員が申請する団体から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ・協力者会議委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合 (協力者会議委員が申請する団体において外部有識者として関与しているなど 中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等)
- b 不正な働きかけの防止
 - ・協力者会議委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は必ず事務担当課にそのことを申し出なければならない。
- c 秘密保持
 - ・協力者会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する地方公共団体 の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。 また、協力者会議委員として取得した情報(企画提案書類等の各種資料を含む。)は、厳重に管理しなければならない。